



# よしかい育子の 「しんぶん 赤旗」読者だより

生活・法律相談・ご意見もお気軽にお寄せ下さい

2010. 11. 7 NO. 183

編集発行

よしかい育子  
465-7071  
小川ゆうじ  
466-8887  
なんでも相談所  
465-9939

なんでも相談の開設は  
月・水・金の  
午前10時～正午

無料・弁護士相談

11月12日午後18時～20時

予約が必要です

## 町道北りんくう嘉祥寺線の迷惑駐車解消求め 大阪府と交渉中です

日本共産党阪南地区内の高石市から岬町までの、8市4町の共産党議員団は、9月末に大阪府に対して要望書を提出してしました。大阪府からすでに文書回答をいただいております、その回答をもとに、来週の8日(月)・9日(火)に府庁で交渉を行います。田尻町議員団が交渉する内容は次の通りです。

### 田尻町議員団の交渉内容

#### 町道北りんくう嘉祥寺線を 駐車禁止区域に指定してください

この町道は、防潮堤底地の地権者2名が買収に応じていないため、2カ所で迂回した道路となつています。泉佐野警察署は「未買収地があるため駐車禁止は困難」としています。しかし、町道上は、数珠つなぎに車を止める「迷惑駐車場」になっており、車の陰から子供が飛びし、事故になりかけるこ

### 大阪府の文書回答

ご要望の町道については、平成10年頃から順次共用が開始され、現在では道路法上の道路として認定されているところである。

調査の結果、現状の駐車については、そのほとんどが地元住民によるものであることから、今後、道路整備の進捗状況や地元のコセンサスの状況を踏まえなが

とが何度も起こっています。迷惑駐車場の啓発も効果を奏していません。田尻町当局も地権者の説得にあつていますが、困難を極めています。この道路は2カ所で曲がっていても町が認定した町道です。現状で駐車禁止区域に指定していただき、交通秩序を回復していただきたい。

ら、府公安委員会による駐車規制の必要性について検討を行うこととする。なお、保管場所法(※)、に抵触するようなこととなる本件道路での駐車車両については、地域住民による働きかけや、所管警察署による交通指導取り締まりによって、排除を進めていきたい。

## 「駐車禁止じゃないのに駐車で捕まった。 しかも、罰金で前科になるらしい。なんで？」

「保管場所法」の適用です  
それは、道路交通法の駐車違反で取り締まりを受けたのではありません。

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(保管場所法)の違反で取り締まりを受けたのです。

道路交通法では駐車OKの場所でも12時間以上(第2項第1号)、夜間だけなら8時間以上(第2項第2号) 駐車すると、この保管場所法違反になります。

11条第2項の違反の罰則は、「3月以下の懲役または20万円以下の罰金」となっています。裁判を経ての罰金になり、罰金は刑罰であり、刑罰を受ければ前科になります。

### ※保管場所法の条文

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第11条 何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も次の各号に掲げる行為はしてはならない。

1 自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車するような行為

2 自動車が夜間(日没後から日出時までの時間をいう)に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為

### 訂正とお詫び

前回の「よしかい育子の読者だより」に掲載した、21年度決算における議員報酬総額の割合は、一般会計の支出総額の**0.6%**です。訂正し、お詫び申し上げます

秋の後援会バスツアー 主催：日本共産党田尻町後援会

京都

## 高台寺の紅葉と 大龍馬展



霊山歴史館  
幕末維新ミュージアム



11月21日(日)  
大人 4700円  
中高生 4500円

参加費

ぜひご参加  
ください

お申込み・お問い合わせ

小川雄司  
466-8887  
吉開育子  
465-7071  
安岡喜代子  
465-4837